

職員の皆様へ

次世代育成支援対策推進法に関する行動計画（第3回）について

次世代育成支援対策推進法は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を作ることを目的として、平成17年4月1日に施行された法律です。この法律に基づき、企業、国、地方公共団体は次世代育成支援のために行動計画を策定することとされています。

当法人もこれまで2回にわたり行動計画を策定してきましたが、第2回目の有効期限が平成27年3月31日迄の為、引き続き第3回の行動計画を策定いたしました。期間は平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間です。ご周知いただくようお願いします。

行動計画（第3回）

社会医療法人 居仁会
総合心療センターひなが

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、職員一人一人が働きがいと喜びを感じられる環境をつくる。そのために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
2. 内容

※目標1：父親の育児休業取得のさらなる実績を上げて行く為、父親が育児休業を取得できる旨再度周知徹底を行う。

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 男性職員も育児休業取得の対象者である事など、育児休業法についての詳細を通知し周知する。

※目標2：育児休業の取得状況を次の水準以上に引き上げるとともに育児休業後の仕事と子育ての両立支援をする。

男性職員・・・年に1人以上取得すること。

女性職員・・・規定による申請者の取得率を100%にする。

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 育児休業後の仕事と子育ての両立支援として、院内保育園の概要・内容をPRする。
- ・平成28年度～ 目標1の対策に加えて、前年度実績を分析して全職員に対して周知を行う。

※目標3：所定外労働の状況を把握し、削減するための指針を設定する。

〈対策〉

- ・平成27年4月～ 所定外労働の状況を把握し、削減するための指針を設定する為の協議、検討を行う。
- ・平成28年度～ 職員に対して所定外労働の削減指針を周知し実行